

令和6年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

朝霞市教育委員会

朝霞市では、特別支援学級に通う子どもの保護者に学用品費等の援助を行っています。援助を希望する場合もしない場合も、後日配付される特別支援教育就学奨励費に係る「収入額・需要額調書」へ記入の上、提出をお願いいたします。

支給対象経費に関しては、下表を参照してください。なお、下表の項目のうち、①及び②の支給につきまして、購入した際の領収書等を提出していただく必要がある他、③につきましても契約書または領収書等を提出いただく必要がある為、併せて大切に保管しておいてください。また、通学定期券を購入される場合も、領収書もしくは定期券のコピー等の保管をお願いいたします。

詳しくは、朝霞市教育委員会・教育管理課までお問い合わせください。

支給額一覧 ※世帯の前年所得により支給できない場合があります。

また、就学援助等を受給されている方は、一部を除き特別支援教育就学奨励費の対象となりません。

(令和5年度実績) ※令和6年度の支給額は支給決定通知書と一緒にお知らせします。

項目		支給額 (年額)		備考	保護者が用意する書類等
		小学生	中学生		
①	学用品・ 通学用品購入費	5,820円 (限度額)	11,370円 (限度額)	実費の1/2の額	領収書等 (裏面参照)
②	新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	25,555円 (限度額)	30,490円 (限度額)	実費の1/2の額 1学年のみ(途中転入者は対象外)	領収書等 (裏面参照)
③	オンライン学習 通信費	7,000円(限度額)		実費の1/2の額	契約書・ 領収書等 (裏面参照)
④	校外活動等参加費 (宿泊あり)	1,845円 (限度額)	3,105円 (限度額)	林間学校費 実費の1/2の額	
⑤	校外活動等参加費 (宿泊なし)	800円 (限度額)	1,155円 (限度額)	実費の1/2の額	
⑥	修学旅行費	10,790円 (限度額)	28,860円 (限度額)	実費の1/2の額 ※班別行動等の昼食代を除く	
⑦	学校給食費	実際に給食を食べた日数に応じ 算出した給食費の1/2の額		保護者納付額の1/2の額と異なる 場合があります。なお、突然の欠 食は5日間まで補助対象となりま す。	
⑧	体育実技用具費 (柔道着)	3,825円 (限度額)		実費の1/2の額 ※生徒一人につき、1回の 購入のみ	領収書等 (裏面参照)

(裏面もご覧ください)

学用品・通学用品等について

①支給対象具体例

項目	支給対象となるもの	支給対象とならないもの
学用品・通学用品購入費	a. ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類 b. 実験・実習の教材代、作業衣、パソコンソフト c. 体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具 d. 上履き、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子 e. レインコート、車いす用雨具 ※d、e は新入学児童生徒も支給対象	f. 名札、ゼッケン g. 給食用具（箸、マスク等）
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	h. ランドセル、カバン、制服 i. 上履き、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子 j. レインコート、車いす用雨具	k. 靴下、下着類

②支給に必要な書類(提出時期につきましては、後日お知らせいたします。)

・原則として、保護者から提出のあった領収書によって経費を確認し、支給します。

※教材費等の中から学校でまとめて購入したものについては、その金額を確認できる学校の書類をもって領収書に代えることとしますので、保護者が領収書を提出する必要はありません。

③領収書の範囲等

- ・領収書とは、購入日、購入品目、購入価格が記載されたもので、保護者等が購入先から受領したものをいいます。
- ・レシートやクレジットカードの支払明細書を領収書に代えることができます。これらの書類は写しでも差し支えありません。ただし、何を購入したかを必ず明記の上、ご提出ください。

④領収書（レシート等を含む）を紛失した場合の取り扱い

- ・領収書を紛失した場合は、申立書と購入したものの価格を客観的に示すもの（チラシ、カタログ、保証書等）を提出していただきます。金額が確認できない場合は支給できませんので、ご了承ください。

⑤支給対象となる物品の購入時期等

- ・支給対象となるのは当該年度中に購入されたものに限りますが、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、前年度10月～3月に購入されたものでも対象となります。

オンライン学習通信費について

①支給に必要な書類(提出時期につきましては、後日お知らせいたします。)

- ・契約書又は領収書等の提出が必要となります。

②契約書又は領収書を紛失した場合の取り扱い

- ・契約書又は領収書等を紛失した場合は、申立書を提出していただきます。

【お問い合わせ】

朝霞市教育委員会 教育管理課
電話：048-463-0793（直通）